

## 経済常任委員会 審査順序

- 請願審査

令和3年請願第1号 コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願

- 委員派遣について

[経済協議会]

- 所管事項の報告について

- 1 事業復活支援金申請サポート事業について
- 2 市施設テナント事業者休業協力金について
- 3 宿泊施設受入体制強化支援事業について
- 4 八戸えんぶり支援事業等について
- 5 物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

○経済常任委員会付託

番号	令和3年請願第1号	受理年月日	令和3年12月7日
件名	コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願		
提出者	弘前市藤代2-10-9 青森県農民運動連合会 会長 森 淳一		
紹介議員	吉田 淳一、伊藤 圓子、田端 文明、苫米地 あつ子		
要旨			
<p>新型コロナウイルスの感染拡大による需要の消失から2020年産米の過大な流通在庫が生まれました。しかし、政府が有効な手だてをとらなかったため、政府の打ち出した36万トンの上乗せ減反をほぼ達成したにもかかわらず、2021年産米の市場価格は大暴落しました。コロナ禍の需要減少による過剰在庫分は、国が責任を持って市場隔離すべきであり、その責任を生産者、流通業者に押しつけることはできません。政府の責任による緊急買入れなどの、特別な隔離対策が絶対に必要です。</p> <p>政府は、米価暴落対策として米穀周年供給・需要拡大支援事業の2020年産米37万トンの中から15万トンを実割として支援するとしています。2022年11月以降に先送りされたとしても、古古米として安い主食用米が市場に出回ることになり、2022年産米の足を引っ張るだけです。</p> <p>同時に、国内需給には必要がないミニマムアクセス輸入米は、農業協定上は輸入機会の提供にすぎないのに、毎年77万トンも輸入されています。国内消費量はミニマムアクセス米輸入開始以来の26年間で4分の3に減少したにもかかわらず、一切見直されることなく、余っているものを輸入する事態が続いています。せめてバター・脱脂粉乳並みに不要なミニマムアクセス米の輸入数量を調整するなど、国内産米優先の米政策に転換することが必要です。</p> <p>コロナ禍の中、全国各地で取り組まれている食料支援には、収入減で1日1食に切り詰めるなど、食べたくても食べられない方が多数訪れ、米をはじめとする食料配布が歓迎されています。行き場を失った農産物を政府の責任で買い取り、困窮する国民に提供することが、今こそ求められています。</p> <p>コロナ禍という、かつて経験したことのない危機的事態の中で、農業者の経営と地域経済を守るためには、従来の政策的枠組みにとらわれない対策が求められます。</p> <p>以上の趣旨から、下記事項についての意見書を政府関係機関に提出することをお願いします。</p> <p><b>【請願事項】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買い入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。</li> <li>2. 政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者、学生などへの食料支援で活用すること。</li> <li>3. 圏内消費に必要なない外国産米（ミニマムアクセス米）の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。</li> </ol>			

令和3年請願第1号

コロナ禍による米の需給改善と米価下落の対策を求める請願について

請願事項1

コロナ禍の需要減少による過剰在庫を政府が緊急に買入れ、米の需給環境を改善し、米価下落に歯止めをかけること。

＜概要説明＞

政府備蓄米制度は、10年に一度もしくは2年連続の不作となった場合などの供給が不足する事態に備え100万トン程度を適正備蓄水準とし、毎年21万トン程度を買入れているもの。

通常は5年持越米となった段階で、飼料用等として売却しており、買入れや売渡が市場へ影響を与えないよう、主食用途に備蓄米の売却は行わないとしている。

一方、販売が低迷した場合、生産者・集荷業者・団体の自主的な取り組みや産地の判断により、主食用米を長期計画的に販売する取組、輸出用など多用途への販売を行う取組として「米穀周年供給・需要拡大支援事業」があり、今年度は事業申請のあった37万トンのうち、15万トンを「特別枠」として長期間にわたり保管することとし、その保管料の10/10を支援する。

※新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業として実施中。

請願事項2

政府が買い上げた米をコロナ禍などによる生活困難者・学生などへの食料支援で活用すること。

＜概要説明＞

政府備蓄米による学校給食等へ無償提供しており、令和2年度は子ども食堂等を含め約28トンの申請があり提供している。

また、「米穀周年供給・需要拡大支援事業」の特別枠15万トンの中から、生活弱者等へ提供する際に販売促進等のため10/10を支援する。

※新型コロナウイルス影響緩和特別対策事業として実施中。

請願事項3

国内消費に必要なない外国産米(ミニマムアクセス米)の輸入を中止するか、少なくとも当面、国産米の需給状況に応じた輸入数量調整を実施すること。

＜概要説明＞

ガット・ウルグアイ・ラウンド合意(平成5(1993)年:WTO協定)に基づき、ほとんど輸入が行われていない品目(コメ)についても、最低限の輸入機会を提供することとしているが、ミニマムアクセス米は国が一元的に輸入しており、国家貿易を継続していけるよう、通常の場合はミニマムアクセス数量の全量を輸入しており、大部分は加工用、飼料用等の主食用以外の用途に限定して販売されている。

## 事業復活支援金申請サポート事業について

### 1 事業の趣旨

国の事業復活支援金（申請期間：令和4年1月31日～5月31日）の申請は電子申請で行う必要があるところ、市内には国の申請サポート会場が設置されていないことから、支援金の円滑な申請のため、電子申請の方法が分からない又は難しい市内事業者の申請をサポートすることを目的に、市が独自に申請サポート会場を設置する。

### 2 事業の概要

次のとおり申請サポート会場を設置する。

#### (1) 設置期間

令和4年4月4日（月）から5月31日（火）まで

※ 完全予約制とし、令和4年4月1日（金）から予約受付を行う。

#### (2) 開場時間

9時～17時（土日祝日を除く。）

#### (3) 設置場所

市庁本館1階市民ホール（特設会場）

#### (4) 会場の運営方法

民間事業者への業務委託

### 3 事業費

5,000千円（委託料）

## 市施設テナント事業者休業協力金について

### 1. 目的

令和4年1月より実施している市公共施設の休館措置により、休業せざるを得ないテナント事業者に対し、協力金を支給することで、テナント事業者の雇用の維持および経営の継続を支援するもの。

### 2. 対象経費及び額

令和3年1月、2月及び3月の売上高の7割の額に対し、市の休館措置により休業した日数を、1月は31日、2月は28日、3月は31日で除した数を乗じて得た額。  
また、上限額は休業1日当たり25,000円とする。

### 3. 交付対象者及び予定額

蕪島物産販売施設テナント事業者	1者	1,700千円
種差海岸休憩所テナント事業者	1者	800千円
水産科学館マリエントテナント事業者	1者	1,300千円
合計	3者	3,800千円

### 4. 財源について

青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金の活用を予定

## 宿泊施設受入体制強化支援事業について

### 1. 事業目的

市内宿泊施設が実施する新型コロナウイルス感染防止対策、及びウィズコロナ・ポストコロナにおける新たな需要に対応するために要する経費を助成し、市内宿泊施設の観光客等の受入体制の強化を図ることを目的とする。

### 2. 事業概要

[対象施設] 市内 59 宿泊施設（旅館業法第二条第二項及び第三項で定める施設）

[助成対象経費] ①感染防止対策に要する経費

- ・パーテーション、消毒液、マスク、使い捨て手袋等の消耗品購入費
- ・非接触型体温計、サーモグラフィ等の備品購入費
- ・空気清浄機、エアコン等の設置費用
- ・電子決済システム導入費用
- ・PCR 検査、抗原検査の検査費用及び抗原検査キット購入費用 等

②新たな需要に対応するための取組に要する経費

- ・リモート会議用の設備改修に要する経費
- ・Wi-Fi 導入経費
- ・ワーケーション及びコワーキングスペース確保のための施設改修費
- ・WEB サイトリニューアル経費 等

[助成率] 助成対象経費の 3/4

[助成上限額] ○客室 100 室以上：上限 80 万円

○客室 50 室～99 室：上限 60 万円

○客室 50 室未満：上限 40 万円

### 3. 事業費

委託料：11,000 千円※

※助成金の他、事務経費を含む。

財 源：青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金（補助率：10/10）

### 4. 事業期間

令和4年6月から令和5年2月までを予定

## 八戸えんぶり支援事業等について

新型コロナウイルスの影響により、2年続けて「八戸えんぶり」の各種行事が中止になったことに伴い、経済面や技術継承の面においてえんぶり組が受ける影響は非常に大きいことから、関係団体からの要望も踏まえ、国重要無形民俗文化財である「八戸えんぶり」の保存と継承を図るため、次の2事業を実施する。

### 【1. えんぶり支援事業】

#### ①事業目的

「八戸えんぶり」の各種行事の中止に伴い、えんぶり組においては門付け等の収入が減収となったが、衣装や小道具の保管・維持管理のための経費や練習場所の使用料等の活動経費を負担しなければならないことから、これらの経費を対象に補助金を交付し、えんぶり組の経済的負担の軽減を図ることを目的とする。

#### ②交付対象者

八戸地方えんぶり保存振興会（会長 塚原 隆市）

※八戸地方えんぶり保存振興会を通じてえんぶり組32組へ補助金を交付。

#### ③補助対象経費及び補助率

ア 団体の活動支援金として一律に5万円を交付。

イ 衣装及び小道具の保管や練習場所として使用するための建物借用料・土地借用料等の経費（補助率：10/10）。

ウ 衣装及び小道具の修理や購入に要する経費、その他市長が必要と認める経費（補助率：1/2）。

なお、補助金の上限額は1組あたり10万円（ア+イ+ウ）とする。

#### ④事業費

補助金：3,200千円（@100千円×32組）

財源：青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金（補助率：10/10）

#### ⑤事業期間

令和4年4月から令和4年12月までを予定。

### 《参考：令和3年度えんぶり組支援事業補助金の実績について》

予算額：3,200千円

実績：えんぶり組32組に対し、合計2,385千円を交付

## 【2. えんぶり代替イベント開催事業】

### ①事業目的

「八戸えんぶり」の各種行事が2年続けて中止となったことに伴い、えんぶりを披露する機会が失われ、えんぶり組においては次代を担う子供達への技術継承が困難となっていることから、えんぶりを披露するための場となる「八戸えんぶり」の代替イベントの開催を支援し、えんぶりの技術継承を図ることを目的とする。

### ②交付対象者

八戸地方えんぶり保存振興会（会長 塚原 隆市）

### ③補助対象経費及び補助率

補助対象経費：代替イベントの開催に要する経費

補 助 率：10/10

### ④事業費

補助金：3,000 千円

財 源：青森県新型コロナウイルス感染症市町村総合対策事業費補助金（補助率：10/10）

### ⑤事業期間

令和4年4月から令和4年12月までを予定。

### 《参考：「八戸えんぶり」代替イベントの概要》

開催日：令和4年4月以降、早期の開催を予定しているが、新型コロナウイルスの感染状況を踏まえ開催日を決定する。

主 催：八戸地方えんぶり保存振興会

内 容：中心市街地でのえんぶりの披露を予定。

### 《参考：「八戸えんぶり」に関する関係団体から市への要望について》

要望日：令和4年2月25日

要望者：八戸地方えんぶり保存振興会 会長 塚原隆市

八戸地方えんぶり連合協議会 会長 大館恒夫

要望内容

①令和4年「八戸えんぶり」中止に伴うえんぶり組への支援金の支給について

②八戸えんぶり伝承イベント開催経費への支援について



## 物件破損事故に係る損害賠償額の専決処分について

### 1 事故発生日時

令和4年1月18日（火）午前12時00分頃 天候：晴れ

### 2 事故発生場所

八戸市大字尻内町字笹ノ沢16

### 3 事故発生状況

当センター職員が公用車運転中、片側1車線の坂道を上っていく途中で下りの走行車があり、安全のため、ブレーキを踏んだところ、路面凍結によるスリップにより車が回転し、民家の構築物（花壇ブロック）に正面から衝突したものの。

### 4 専決処分月日

令和4年3月7日（月） 処分第6号

### 5 損害賠償額

88,000円（税込）：花壇ブロックの修繕

### 6 示談成立月日

令和4年3月8日（火）